

被災家屋（令和2年7月豪雨）の復旧支援のため、木造住宅の新築又は増改築を施工する工務店等に県産木材を無償で提供します。

応募条件

木造住宅の新築・増改築（建築確認申請若しくは工事届が必要な建築に限る）を施工する工務店様が対象で、以下の全ての条件を満たす必要があります。

- ①令和2年7月豪雨により被災し、市町村が発行する「り災証明書」で被災したことが証明でき、居住を目的とした家屋であること。
- ②応募者は県内に事業所のある工務店等であり、申請する住宅は県内に新築又は増改築（リフォーム）するものであること。
- ③県産木材を構造材に50%以上使用すること。増改築（リフォーム）の場合は建築に使用する木材のうち、県産木材を50%以上使用すること。
- ④当該住宅に居住する施主と工事請負契約を締結しており、かつ、本事業への申請及び事業実施を証する提供木製プレート（A4程度）の掲示について了承を得ていること。
- ⑤提供された県産資材を令和4年3月18日までに活用すること。
- ⑥県が実施する広報用写真撮影やアンケート等に協力すること。

手続きの流れ

お申し込みから、ご提供の決定、資材のお引渡しまで一定期間の期間がかかります。お申し込みはお早めをお願いします。

- 1 申し込み**
お申し込みは「工務店等」に限ります。申請書類など、不備のない様、ご確認のうえ、お申し込みください。
- 2 内容確認審査**
申請書類到着後、内容の確認をさせていただき、問題がなければ正式に受付をいたします。
- 3 提供決定**
募集期間中、申請書などに不備が無く正式に受付を行った方から「先着順」により決定します。
- 4 提供方法時期などの打ち合わせ**
県木連から資材のお引渡しの方法や時期について、連絡します。（納期は、ご希望に添えない場合があります）
- 5 県産木材の引き渡し**
県木連指定のお引渡し場所（県内数ヶ所）で提供木材をお受け取りください。受け取りの際「受領書」を提出してください。
- 6 県産資材の確認**
資材の利用状況を、現地にて確認させていただきます。

県産木材の引き渡しは

県産木材は熊本県木材協会連合会が指定した県内数ヶ所の引渡し場所で行います。その際「受領書」を引渡し場所の担当者に提出してください。引渡し場所から建築現場までの運搬は、応募者の負担となります。

確認事項

木材価格の上昇及び国産材が品薄となっている品物もあることから、申込のあった材の在庫状況により、御希望に添えない場合があります。御理解のうえ申込ください。



応募に必要な書類等（下記①～⑥と、⑦、⑧（該当する項目）をご用意ください。）

申請書や木材使用内訳書は、できるだけ簡単にご記入いただけるようにしております。用紙は県木連からお送りいたしますのでお気軽にお電話ください。

- 1 市町村長が発行する「り災証明書（写）」
- 2 提供申請書（第1号様式）
- 3 木材使用内訳書（第2号様式）
- 4 申請にあたっての確認書（第3号様式）
- 5 建築確認済証（写）若しくは建築工事届（写）
建築確認が不要な地域に建築予定の方は建築工事届（写）を添付してください。
- 6 確認申請時に添付した平面図、立面図、建築場所までの案内図
管柱の使用箇所を平面図に赤ペン等でマーキングしてください。

以下の該当する項目について、**①～⑥に併せて提出してください。**

⑦ 柱材以外を提供希望の場合

使用箇所が確認できる図面等

⑧ 三世代住宅の場合

居住予定の間取りが確認できる図面等

※提出されました申請書および添付書類は、返却しません。応募条件を満たさなくなった場合は、速やかに報告してください。

●三世代住宅とは

三世代が暮らす木造住宅の新築・増改築が対象です。なお、三世代住宅については、申請の際に居住する家族の続柄、氏名、年齢や居住予定の間取り等を確認し、申請書等に不備がなく正式に受付を行った方から先着順により決定します。三世代が暮らす木造住宅とは、世帯主（又は世帯主の配偶者）との続柄が、祖父母、父母、子（又は子の配偶者）及び孫となる直系世代のうち三つ以上の世代が同居する住宅をいいます。

申請書等の様式は、県木連ホームページからダウンロードできます！

<http://www.kumamotonoki.com/>

- 応募先 〒862-0954 熊本県熊本市中央区神水1丁目11番14号（熊本県木材会館内）
TEL:096-382-7919 FAX:096-382-7893
業務時間／月曜日～金曜日（土日祝を除く）8時30分～17時15分
郵送等でご応募の場合は募集期間内に県木連に到着した時点での受付となります。募集期間外・業務時間外の申請はお控えください。

一般社団法人 熊本県木材協会連合会には駐車台数に制限がありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。



決定方法

募集期間中、申請書などに不備が無く正式に受付を行った方から「先着順」により決定します。